

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	法令の番号	平成十五年法律第百三十号						
許認可等の種類	体験の機会の場の認定	根拠条項	第二十条						
審査基準	<p>環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成二十四年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）</p> <p>（体験の機会の場の認定の基準）</p> <p>第八条 法第二十条第一項第三号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。</p> <p>二 適切な計画が定められていること。</p> <p>三 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。</p> <p>四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>五 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。</p> <p>六 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に一年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。</p> <p>2 法第二十条第一項第四号の主務省令で定める基準は、認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていることとする。</p>								
	受付機関	環境課	処理機関	環境課	交付機関	環境課	標準処理期間	90日	目次
						標準経由期間	日	NO	